

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和2年10月26日（令和2年（行情）諮問第539号）

答申日：令和3年2月18日（令和2年度（行情）答申第458号）

事件名：特定年度の非常勤職員採用決議書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の文書1及び文書2（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

文書1 平成30年度 非常勤職員採用決議書

文書2 平成31年度（2019年度） 非常勤職員採用決議書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和2年4月30日付け特定記号1及び特定記号2により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、不開示とした部分について同じ項目で黒塗りするものと黒塗りしないものの区別がバラバラのような気がするので、黒塗りするかしないか、どちらかにするよう、訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によるとおおむね以下のとおりである（資料の記載は省略する。）。また、審査請求人から令和2年11月17日付け（同月18日收受）で資料が提出されたが、その記載は省略する。

資料の実施をしました。令和2年6月30日に、資料が届きました。

もらった順番に1から560番までに番号をふりました。

- ・ 面接年月日は全部開示が良いと思います。いかがでしょうか？
- ・ 資料1について、起案年月日は開示している。
- ・ 資料6他について、面接担当者は開示している。新規、経験者は不開示している。
- ・ 資料8については、採用、不採用は開示している。
- ・ 資料138については、起案日は開示している。
- ・ 資料174については、採用、不採用にチェックなし、どっち。

- ・ 資料 1 7 5 については、起案日は開示している。
 - ・ 資料 1 7 8 及び資料 1 7 9 については、特定記号のみで開示も番号と年月日不開示。
 - ・ 資料 2 2 2 他については、採用・不採用のチェックも不開示している。
 - ・ 資料 2 3 9 については、起案日は月日について不開示している。
 - ・ 資料 2 4 4 については、令和 2 年 月 日 がくうらんあり、特定記号と年月日の黒ぬりは？
 - ・ 資料 2 4 5 については、起案日開示している。
 - ・ 資料 2 6 8 については、起案日の年月を不開示している。
 - ・ 資料 2 7 1 他については、面接担当者と思われるところが不開示。
 - ・ 資料 2 7 4 については、起案日の年月を不開示している。
 - ・ 資料 2 8 0 他については、起案日は開示している。
 - ・ 資料 3 9 1 については、特定記号 3，平成 3 1 年 1 月 3 0 日開示している。
 - ・ 資料 5 1 1 他については、新規，経験者のところ開示している。
 - ・ 資料 5 4 5 については、採用か不採用どちらか不明？
 - ・ 資料 5 4 6 については、起案日の月日について不開示。
 - ・ 資料 5 5 0 については、面接担当者開示している。採用，不採用不開示している。
 - ・ 資料 5 5 2 については、特定記号開示も番号，年月日不開示。
 - ・ 資料 5 5 3 については、起案日の月日について不開示。
 - ・ 資料 5 5 9 については、採用，不採用開示している。
- 以上です。（中略）開示か不開示の区分にぎもんです。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法 3 条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁が行った原処分について、不開示とした部分の一部の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 であり、処分庁は、その一部を法 5 条 1 号並びに 6 号柱書き及び二に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分で不開示とした部分のうち、①「面接年月日」欄，②「新規」欄及び「経験者」欄，③「面接担当者」欄，④「採用」欄及び「不採用」欄，⑤文書番号及び文書日付が記載されている部分及び⑥「起案日」欄（以下、第 3 において併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 「パートタイム職員面接票」の不開示部分

パートタイム職員面接票には、被面接者の応募のきっかけや勤務の希望といった情報が、被面接者の氏名と共に記載されていることから、パートタイム職員面接票に記載された情報は、被面接者に係る文書ごとに、全体として当該被面接者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 「面接年月日」欄

標記の不開示部分には、採用面接を行った年月日が記載されており、当該情報は、法5条1号ただし書イないしハに該当するとは認められない。

また、当該情報を公にした場合、同僚、知人その他関係者には、当該被面接者を特定する手掛かりとなり、当該被面接者の機微な情報が知られることとなって、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められず、法6条2項の部分開示をすることはできない。

イ 「新規」欄及び「経験者」欄

標記の不開示部分には、被面接者が新規応募者か経験者かの情報が記載されており、当該情報は、法5条1号ただし書イないしハに該当するとは認められない。

また、当該情報を公にした場合、同僚、知人その他関係者には、当該被面接者を特定する手掛かりとなり、当該被面接者の機微な情報が知られることとなって、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められず、法6条2項の部分開示をすることはできない。

ウ 「面接担当者」欄

審査請求人は、本件対象文書1の「面接担当者」欄が不開示となっている旨主張するが、審査請求人が主張する不開示部分には、「面接年月日」のみが記載されており、「面接担当者」欄はない。

また、本件対象文書2の「面接担当者」欄はすべて開示されていることから、審査請求人の請求には理由がない。

エ 「採用」欄及び「不採用」欄（本件対象文書1の79ページ目・83ページ目・88ページ目・94ページ目・99ページ目・103ページ目・107ページ目・111ページ目・115ページ目・119ページ目・123ページ目・283ページ目、本件対象文書2の194ページ目・198ページ目・202ページ目・206ページ目・210ページ目・214ページ目・218ページ目・222ページ目・226ページ目・230ページ目・234ページ目・236ページ目・243ページ目）

標記の不開示部分には、被面接者の採用結果が記載されていると認められる。

そこで、当該被面接者に係る文書を確認したところ、「決裁・供覧」の「伺い文」欄に、「採用してよろしいか伺います。」又は「不採用としてよろしいか伺います。」との記載があると認められる。

よって、標記の不開示部分の情報は、既に開示されている部分の記載から容易に推測できる情報であり、開示すべきである。

- (2) 文書番号及び文書日付が記載されている部分（本件対象文書1の285ページ目、本件対象文書2の178ページ目から189ページ目まで）

標記の不開示部分には、文書番号及び文書日付が記載されていると認められ、当該情報は法5条1号に規定する不開示情報には該当せず、開示すべきである。

- (3) 「決裁・供覧」の「起案日」欄（本件対象文書1の1ページ目・7ページ目・279ページ目・286ページ目、本件対象文書2の239ページ目）

標記の不開示部分には、非常勤職員の採用に関する決裁の起案日が記載されていると認められ、当該情報は法5条1号に規定する不開示情報には該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記3の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、本件不開示部分のうち、上記3（1）エ、（2）及び（3）の不開示部分は、法5条1号並びに6号柱書き及びニに該当せず、開示すべきであるが、上記3（1）ア及びイの不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和2年10月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月5日 | 審議 |
| ④ | 同月18日 | 審査請求人から資料を收受 |
| ⑤ | 令和3年1月14日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年2月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件対象文書1及び本件対象文書2であり、処分庁は、その一部を法5条1号並びに6号柱書き及びニに該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書の記載によれば、不開示部分のうち上記第3の2の①ないし⑥の部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は諮問に当たりこのうち上記第3の3（1）エ、（2）及び（3）に掲げる部分を開示することとし、その余の部分はなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は審査請求書において、上記第3の2の③の部分についても開示するよう求めていると解されるが、当審査会において本件対象文書を見分したところ、諮問庁の上記第3の3（1）ウの説明のとおりと認められるので、同部分は本件不開示維持部分には含まれない。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）本件不開示維持部分は、具体的には、パートタイム職員面接票のうち「面接年月日」欄、「新規」欄及び「経験者」欄の記載内容であると認められる。

（2）パートタイム職員面接票は、各被面接者の氏名とともに記載されていることから、本件不開示維持部分は、被面接者に係る文書ごとに、当該被面接者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情は認められない。

法6条2項による部分開示について検討すると、本件不開示維持部分を公にした場合、同僚、知人その他関係者には、当該被面接者を特定する手掛かりとなり、当該被面接者の機微な情報が知られることとなって、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められず、部分開示をすることはできない。

（3）したがって、本件不開示維持部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号並びに6号柱書き及びニに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 小林昭彦、委員 塩入みほも、委員 常岡孝好